3. 差別の定義

る. 左がのた我 各委員の意見	関係資料
おおたにいい。	因常见
いじょう しょう しゃかい かんけい しょう しょう ひと しゃかい う い 以上、障がいとは社会との関係によって生じるものであり、また障がいのある人を社会が受け入れなければならず、そのたしゃかい しょう ひと ごうりてきはいりょ さんみいったい こくみん りかいめには社会が障がいのある人のために合理的配慮をしなければならないこと、これを三位一体として国民が理解しうるように、きほんほう も こ ひつよう	
かくけんり ないよう じゅうらいこくないほう めいかく あき 5、各権利の内容について、従来国内法において明確になっていないことを明らかにすること さべつ きんし (1)差別の禁止 きほんほう じょう こう さべつ きんし さべつ ていぎ さいばんきはんせい ゆう べつじょう もう 基本法3条3項は差別の禁止をうたっているが、差別の定義もなく、裁判規範性も有していない。よって、別条を設けて、 ごうりてきはいりょ けつじょ ふく さべつ ていぎ めいかく ひつよう さいばんき はんせい ゆう さべつきんしほう せいてい ひつようせい 合理的配慮の欠如も含め差別の定義を明確にする必要がある。なお、裁判規範性を有する差別禁止法の制定の必要性に	

べっといけん の

ついては、別途意見を述べることとする。

さべつ ていぎ しょうがいしゃきほんほう か こ

・差別の定義を障害者基本法に書き込むこと。

かくろん とく じんこうこきゅうきりようしゃ

(4) 各 論 その3: 特に人 工 呼吸器 利用者について

こういけいすいそんしょう じんこうこきゅうき しよう じゅうどしょうがいしゃ

〇筋ジストロフィー、ALS、高位頸髄損傷などによって人工呼吸器を使用している重度障害者は、

じっぷん たいおう

せんもんびょういん すく

十分に対応してくれる専門病院が少ない。

じゅうぶん う

・リハビリも 十 分 に受けられない。

としぶ ちほう

はけん ひ う じぎょうしょ み

・都市部でも地方でも、ヘルパー派遣を引き受けてくれる 事 業 所 が見つからない。

いりょう ちいきせいかつ ふく そくめん いがい しょうがいしゃ くら こうへい と あつか

など、医療や地域生活を含むあらゆる側面で、(それ以外の障害者と比べても)公平な取り扱いがされていません。

じんこうこきゅうきしようしゃ

じゅうどしょうがいしゃ とく けんり しんがい しょうがいていど おも

⇒このように、人 工 呼吸器使用者をはじめとした 重 度 障 害 者 は特に権利が侵 害されやすいので、 障 害 程度が重いことを理由と さべつ きんし きほんほう も こ かんが

した差別を禁止することについて、基本法に盛り込むべきだと 考 えます。

じょうやく こくさいじんけんじょうやくじょう あたらしいがいねん と い ごうりてきはいりょ かか

1. 条 約 に国際 人権 条 約 上 「新しい概念」として取り入れられた「合理的配慮」にも関わることであり、必ず規定すべきで ある。

めいかく きてい じょうやく ぎろん なか だい じょう しょうがい もと さべつ ちょくせつさべつ かんせつさべつ ごうりてきはいりょ

2. 明 確に規定すべきである。条 約 の議論の中で第 2 条の「障 害 に基づく差別」には、「直 接 差別」「間 接差別」「合理的配 慮 いけんこうかんかいとう とく いろん るいけい はい せいふ おこな

を 行 わないこと」の3 類 型 が入 ることについて、JDFと政府で 行 ってきた意見交 換 会 等において 特に異論はなく、また、諸 外 国の さべつきんしほうせいど と い

差別禁止法制度にも取り入れられているところである。

じょうやくだい じょうとう きてい もとづ せっきょくてきさべつぜせいそ ち とくべつ そち さべつ あ むね きてい

3. 条 約 第 4 条 等の規定に 基 いて、「 積 極 的 差別是正措置」あるいは「特 別の措置」は差別に当たらない旨の規定をすべきで ある。

【尾 上委員】

さべつ ていぎ

3. 差別の定義

しょうがいしゃけんりじょうやく ひじゅん む こくない しょうがいしゃさべつきんしほう さくてい しょうがいしゃ

① 障 害 者 権 利 条 約 の 批 准に向けて、国 内でも障 害 者 差 別 禁 止 法を策 定 し、障 害 者 の

さべつてっぱい けんりじつげん ほうせいび きてい しょうがいしゃきほんほう ばっぽんかいせい も こ差別撤廃・権利実現のための法整備につながる規定を、障害者基本法の抜本改正で盛り込むことがひつよう

必 要 です。

うえ しょうがいしゃきほんほう ばっぽんかいせい さべつ ていぎ おこな ちょくせつさべつ かんせつさべつ ②その上で、障害者基本法の抜本改正においても、差別の定義を行い、「直接差別」「間接差別」、 ごうりてきはいりょ おこな るいけい ふく めいき ひつよう

「 合 理 的 配 慮 を 行 わないこと」の3 類 型 が 含 まれることを明 記することが 必 要 です。

おのうえいいん 【尾 上委員②】

けっかくじょうこう ほうせいど しょうへきじょきょ かだい ぶつり ほうせいど ぶんか じょうほう $_{\rm NL}$ き よっ 欠格条項は法制度の障 壁除去の課題として、「物理、法制度、文化・情報、意識」という四つのしょうへき じょきょ しんちょうきけいかく かか いらい せいふ とく

障 壁の除去を新長期計画 (1993)で掲げて以来、政府としても取り組まれてきたことです。

ほうりつ しょうがいしゃけっかくじょうこう げんざい のこ さべつきんし ていしょく てっぱい 1. 法 律に障害者欠格条項が現在も残されており差別禁止に抵触します。これらを撤廃するさべつきんしほう もと ひょう

差 別 禁 止 法 が求められています。→ 表 1 (´略`)

ほうりつ けっかくじょうこう じりき つうきん たんどく しょくむすいこう かつじいんさつぶん たいおう

2. 法 律 の 欠 格 条 項 はなくとも、「自 力で 通 勤 し 単 独 で 職 務 遂 行 できる」「活 字 印 刷 文 に 対 応 で じゅけんしかく もんぜんばらい しゅわつうやくしゃ はいりょ おこな しけん おうこう

きる」といった 受験 資格による 門前 払い や、手話 通訳 者をつけるなどの配慮を行わない試験が横行していしけん さべつ ひつよう ひょう しりょう

ます。そのような試験における差別をなくす必要があります。→表2.資料(略)

ほうりつ けっかくじょうこう じゅけんしかく いりぐち もう いりぐち いりぐち けい

3、法 律 の 欠 格 条 項 も、受 験 資 格 も、入 口 に 設 けられたバリアであり、入 口 のバリアをなくさなければ 入 る はい じゅうよう がっこう しょくば せいかつじょう かいじょ じょうほう

こともできませんが、 入 ってからのことも 重 要 です。 学 校 や 職 場 や 生 活 上 の 介 助 や 情 報 アクセスをほしょう つうやく こじん せいど ひつよう

保障する通訳など、個人をトータルにサポートできる制度が必要です。

うえ てん けっかくじょうこう てっぱい と く かてい で おお ひと けいけん 4、上の3点は、いずれも、欠格条項の撤廃にむけて取り組む過程で出てきたことであり、多くの人の経験やこえよ かだい しょうがいしゃせいどかいかくすいしんかいぎ ろんてん けんとうさぎょう なか いち声が寄せられている課題です。障害者制度改革推進会議の論点・検討作業の中に位置づけることをていあん

提案します。

かわさきいいん 【川・崎委員】

「きべつ」ていぎ、さべつ、ていぎ、 おもいます、せいしんしょうがいしゃ ほごしゃせいと さべつほう 「差別の定義」差別の定義はあるべきだと思います。精神障害者には「保護者制度」という差別法があります。 おのうえいいんていしゅつしりょうひょう 尾 上 委 員 提 出 資 料 表 ひょう さんしょう 1、表 2 参 照

きたのいいん 【北野委員】

- 「障害者の権利と支援に関する基本法」の何処を改正すべきか①
- ・第3条では、差別の一般的定義(直接差別・間接差別・合理的配慮欠如)を明確にし、各社会生活分野ごとの差別の定義と教済に関しては、管書者のは、上記がいきされる。」は「他の市民の同様に、あらゆる分野の活動に参加・きがからなったが、は「他の市民の同様に、あらゆる分野の活動に参加・きがからなったが、は、「他の市民の同様に、あらゆる分野の活動に参加・きがした。

しんたにいいん 【新谷委員】

さべつ ていぎ ていぎきてい かんが

3) 差別の定義については、3類型の定義規定を入れることが望ましいと 考 えます。

せきぐちいいん 【関ロ委員】

さべつ ていぎ きてい

1、差別の定義を規定するか

せきぐちいけん きてい

関 口 意 見:規 定すべきである。

きてい ばあい さべつ るいけい るいけい かん

2、規定する場合の差別の類型(3類型)についてどう 考えるか

せっきょくてきさべつぜせいそち げんきゅう かんが

3、積極的差別是正措置への言及についてどう考えるか

せきぐちいけん べいこく は こうか そうき

関 ロ 意 見 : 米 国 におけるアファーマティブアクションの果たした 効 果 を 想 起 すべきである

たけしたいいん 【竹下委員】

しょうがいしゃきほんほう やくわり ふめいかく どうほう ぎょうせい くに ちほうこうきょうだんたい いかおな おこな しさく ししん

2 障害者基本法の役割が不明確である。同法は、あくまでも行政(国または地方公共団体、以下同じ)の行う施策の指針と ぎょうせい しさく こうそく どりょくぎ む ふじゅうぶん

なるためのものにすべきではないか。しかも、 行 政 の施策を拘 束するものでなければならない (努 力義務では不 十分)。

たい こくみんおよ じぎょうだんたい みんかんだんたい どりょくぎ む せきむ きほんほう さだ だとう ぎむ いしつ

これに対 し、国 民 及 び 事 業 団 体 (民 間 団 体)の努 力 義務 (責務) を基本法に 定 めることは妥当ではない。それらの義務は異質の べっとさべつきんしほう きてい

ものであるから、別途差別禁止法において規定されるべきである。

じょう こう さべつきんし きてい ほうきはんせい あいまい きほんほう いち ふめいかく じょ

3 3 条 3 項は差別禁止を規定しているが、法 規範性が 曖昧 である。それは基本法そのものの位置づけが不明確であることと、3 条 3 こう きていないよう ちゅうしょうてき さべつきんしきてい しょうがい ひと けんりじょうやく そ べっぽう さべつきんしほう 項の規定内容が 抽象的 だからである。差別禁止規定は、あくまでも障害のある人の権利条約に沿って、別法(差別禁止法) ぐたいてき ほうきはんせい ぐび きてい

においてより具体的に法規範性を具備したものとして規定すべきである。

ひさまついいん 【久松委員】

さべつ ていぎ

3. 差別の定義について

しょうがいしゃけんりじょうやく ていぎ もと ごうりてきはいりょ おこな さべつ めいかく

障 害 者 権 利 条 約 の 定 義 に基づき 「 合 理 的 配 慮 」を 行 わないことは 差 別 であることを 明 確 にする ひつよう

必要がある。

まついいいん【松井委員】

3. 差別の定義

ま本法(第 3 条 3)では、障害を理由とする差別は禁止されているが、障害を理由とする差別について定義されていないことや、差別を受けたほうがいしゃくじょうしょり きゅうさいそも きてい ないことから実効性がない。障害を理由とする差別には、 値接差別 間接きべつ こうりてきばいりょう さべつ およくせつさべつ かんせつ 受けた障害者の苦情処理や救済措置については規定されていないことから実効性がない。障害を理由とする差別には、 値接差別 間接きべつ こうりてきばいりょ るいけい けんりじょうやく しょうがい もと さべつ ごうりてきばいりょ かんするていぎ だい2じょう 差別および合理的配慮をしないことの 3類型があるとされるが、権利条約の「障害に基づく差別」や「合理的配慮」に関する定義(第 2 条)などを参考に、障害を理由とする差別について定義すること。また、この定義にあわせ、「障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置(積極的差別と正計さたとえば、障害者雇用を対している。と見がいしゃじじつじょう びょうどう そくしん また たっせい ひっよう とくべつ そも せっきょくてきさべつぜせいそも しょうがいしゃこうしてない。」と規定することも必要と思われる。 せっきょくてきべつぜせいそも こうきゅうてき たっせい しだい はいし ただし、こうした積極的差別是正措置は、恒久的なものではなく、その目的が達成され次第、廃止されるべきものである。

こうりてきはいりょ しょうがいしゃ つうじょう きょういく のうりょくかいはつ こよう ば たいとう さんか なかけっとくに「合理的配慮」は、障害者が通常の教育や能力開発、および雇用の場などに対等に参加できるようにするために不可欠である きょういく のうりょくかいはつきかん じぎょうねし こうてききかん ふくむ たいしてしょうがいしゃ ごうりてきはいりょ ていきょう ぎむづける ここことから、教育や能力開発機関、ならびに事業主(公的機関も含む。)に対して障害者への合理的配慮の提供を義務づけるとともに、個々しょうがいしゃ ひつよう てきせつ ごうりてきはいりょ たい むりー ていきょう きょういく のうりょくかいはつきかん じぎょうねし たいするの障害者にとって必要かつ適切な合理的配慮がタイムリーに提供されるようにするため、教育・能力開発機関や事業主などに対するぎじゅつてき ざいせいてきしえん ていきょう きてい 技術的・財政的支援の提供を規定すること。

しくみ きほんほう きてい かぶったしょうがいしゃ くじょう もうしたてたり きゅうさい しくみ きほんほう きてい なお、 障 害 を理由とする差別を被った 障 害 者 が 苦情を申し立てたり、その 救 済 をうけられるような仕組みを基本法で規定することはこれない おもれ しくみ べっとはでい しょうがいしゃさべっきんしほう ほうかつてき じんけんようにほう ゆだれる てきとう 困難と思われるので、そうした仕組みづくりは、別途制定される 障害 者差別禁止法または包括的な人権擁護法に委ねるのが適当であろう。